

社会福祉法人平取町社会福祉協議会 介護職員等特定処遇改善加算支給要綱

令和5年4月1日施行

(目的)

第1条 この要綱は、厚生労働省が定める介護職員等特定処遇改善加算で得られる加算額の支給について必要な事項を定める。

(支給対象者)

第2条 常用職員で介護福祉士の資格を有し訪問介護に従事する職員に支給する。

(支給方法及び支給額)

第3条 支給額は第1条で得られる加算額の範囲内とし、次のとおり支給する。

- (1) 介護職員等特定処遇手当として、月額15,000円を支給する。
- (2) 第1条の加算額と前第1号で支給した額に余剰額が発生した場合は、年度末において清算し年度末一時金として支給する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。